収入 印紙

工事(設計・施工)請負契約書【案】

工事名	市営住宅上ケ原七番町 5・6 号棟耐震改修他工事		
工事場所	西宮市上ケ原七番町1番5号外		
工 期	本契約締結を承認する旨の西宮市議会の議決を得た日の翌日から		
	平成 年 月 日まで		
請負代金額	円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)		
契約保証金	担保の種類		
留保期間	契約締結日からしゅん工検査合格日まで		
瑕疵担保期間			
及び保証金			
支払条件	別紙1のとおり		

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約書は仮契約書とし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年西宮市条例第34号)第2条の規定による西宮市議会の議決を得た日から、地方自治法第234条第5項の規定に基づく本契約書になるものとする。

発注者と受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、発注者及び受注者の代表企業がその 1 通を保有する。

平成 年 月 日

西宮市六湛寺町10番3号

発注者 西宮市

代表者 西宮市長

印

受注者

住 所

代表企業 商 号

印

住 所

構成企業 商 号

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書、特約条項及び別紙(以下、「契約書」という。) に基づき、基本条件図書(入札説明書、発注仕様書、落札者決定基準、入札説明書等に関する質問回答書、提案書、及びこれらに付随する資料をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び基本条件図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事に必要な調査及び設計並びに工事をこの契約書記載の工期 内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を別紙1 に定めるとおり支払うものとする。受注者が共同企業体を結成している場合においては、 当該企業体のすべての構成員は、受注者がこの契約に基づき負う一切の債務につき連帯し て責任を負うものとする。
- 3 調査、設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、基本条件図書に特別 の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び基本条件図書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、神戸地方裁判所をもって合意による第1審の専属的管 轄裁判所とする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

(関係者協議会)

- 第3条 発注者及び受注者は、この契約に関する協議を行うことを目的とした、発注者及び 受注者により構成される関係者協議会を設置する。
- 2 発注者及び受注者は、基本条件図書に従い、関係者協議会を開催するものとする。ただ

- し、発注者及び受注者間の協議を要する事項が存在する場合、発注者又は受注者は、相手 方に請求することにより、随時、関係者協議会を開催することができる。
- 3 関係者協議会開催に要する費用は、各当事者が負担する。
- 4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 5 発注者及び受注者は、関係者協議会における決定事項を遵守する。

(調査業務)

- 第4条 受注者は、基本条件図書に基づき、工事に必要な調査を実施するものとする。
- 2 受注者は、調査業務の実施前に、調査業務の工程表その他の必要な書類を提出して発注 者の確認を受け、また、調査業務の実施後に、調査報告書を提出して発注者の確認を受け るものとする。

(実施設計業務)

- 第5条 受注者は、基本条件図書に基づき、耐震改修計画の策定及び工事目的物の実施設計 (以下、「実施設計業務」という。)を行うものとする。
- 2 受注者は、この契約の締結後速やかに実施設計業務の工程表その他の必要な書類を提出し、実施設計業務に着手するものとする。
- 3 受注者は、実施設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知し、耐震改修計画図 書及び実施設計図書(以下、「実施設計図書等」という。)を発注者に提出しなければなら ない。
- 4 発注者は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に 実施設計業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定による検査の結果、提出された実施設計図書等が、法令、この契約の規定若 しくは基本条件図書を満たさず、又は発注者及び受注者の協議において合意された内容に 合致しない場合、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができ る。
- 6 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受注者の負担において遅滞なく 是正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、是正を要する事項が基本条件図書(提案書を除く。本項において同じ。)又は発注者若しくは監督員の指図により生じたときは、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が基本条件図書又は発注者若しくは監督員の指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 7 第4項及び第5項の規定は、第6項に規定する再検査の場合に準用する。
- 8 受注者は、実施設計業務の合格の通知を受けた後、速やかに実施設計業務完了届を発注 者に提出しなければならない。
- 9 受注者は、実施設計業務完了届が提出された日から5日以内に、建設業務の工程表その他の必要な書類を発注者に提出しなければならない。

(関連工事の調整)

第6条 発注者は、受注者の施工する工事と発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事とが施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第7条 受注者は、この契約締結後7日以内に基本条件図書に基づいて、請負代金内訳書 (以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。た だし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- **第8条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (1)契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確 実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5)この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、受注者は直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 100 分の 10 に 達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減 額を請求することができる。
- 6 発注者は、工事目的物が検査に合格し、かつ、引渡しを受けた後に、第1項第1号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は同項第3号の金融機関等による保証証書を受注者に返還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第9条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、調査業務及び実施設計業務(以下、これらを合わせて「調査設計業務」という。)の成果物(以下「設計成果物」という。未完成の耐震改修計画図書、実施設計図書及び調査設計業務を行う上で得られた記録等を含む。)並びに工事目的物及び工事材料(工

場製品を含む。以下同じ。)のうち第25条第2項の規定による検査に合格したもの及び第50条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第10条 設計成果物又は設計成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当するときは、受注者は、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を設計成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

(著作者人格権の制限)

- 第11条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
 - (1) 設計成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2)本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために 必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の 修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改 変その他の修正をさせること。
 - (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4)本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 設計成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20 条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第12条 発注者は、受注者に対し、設計成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。 なお、受注者が複製又は翻案した設計成果物についても前条第2項第1号が適用されるも のとする。

(著作権の侵害の防止)

- 第13条 受注者は、その作成する設計成果物が、第三者の有する著作権法等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証しなければならない。
- 2 受注者は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償

額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第14条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、調査設計業務について、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第15条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を 請求することができる。

(特許権等の使用)

第16条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、基本条件図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第17条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限と される事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、基本条件図書に定 めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1)この契約書、基本条件図書及び実施設計図書等(以下、基本条件図書と実施設計図書等を合わせて「設計図書」という。)の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (2)業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - (3) この契約の履行についての受注者又は受注者の調査業務に関する管理技術者、設計業務に関する管理技術者若しくは現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (4) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した 詳細図等の承諾
 - (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及 び解除については、基本条件図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。 この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属 する。

(管理技術者)

- 第18条 受注者は、調査設計業務の技術上の管理を行うため、各業務の管理技術者を定め、 それぞれの氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更 したときも、同様とする。
- 2 調査業務に関する管理技術者は、この契約の履行に関し、調査業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく調査業務に関する受注者の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求又は受領及び第23条に規定する管理技術者に対する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。
- 3 設計業務に関する管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく設計業務に関する受注者の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求又は受領及び第23条に規定する管理技術者に対する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任 せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知 しなければならない。
- 5 第2項に規定する調査業務に関する管理技術者は、第3項に定める設計業務に関する管理技術者、第19条第1項に定める照査技術者、第20条第1項に定める現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者と兼ねることができる。

(照査技術者)

- 第19条 受注者は、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名 その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同 様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第20条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、基本条件図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者 (建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 26 条第 2 項に該当する工事にあっては「監理技術者」とし、同条第 3 項の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、工事が同条第 4 項の規定にも該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。)
 - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第24条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び 権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現 場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず 自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知し なければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(土地への立入り)

第21条 受注者がこの契約の履行のために必要となる調査のために第三者が所有する土地 に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾 を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力 しなければならない。

(履行報告)

第22条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第23条 発注者は、調査業務に関する管理技術者、設計業務に関する管理技術者、照査技術者、受注者の使用人若しくは第14条ただし書きの規定により調査設計業務について受注者から業務を委任され、又は請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第24条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を

とるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第25条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を 受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用 しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に 応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料 については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- 6 発注者は、工事材料に第2項の検査の際、発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないと認めたときは、受注者に対して必要な措置を請求することができる。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第26条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本 検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当 該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において 見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工 をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があっ たときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当

該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、 その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見 本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。 この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったこ とを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求 を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録 の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(調査設計業務に係る貸与品等)

- 第27条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受 領書又借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能 となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、 又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(建設業務に係る支給材料及び貸与品)

- 第28条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建 設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及 び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の 負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、 当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、 又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなけれ ばならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、 発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受

注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代 金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督 員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第29条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地 (以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別 の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該 工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物 件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)が あるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片 付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等を修復し、若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の 意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第30条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその 改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適 合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第25条第2項又は第26条第1項から第3項までの規定に違反した

場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる 相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注 者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- **第31条** 受注者は、業務の遂行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見した ときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1)各基本条件図書(提案書を除く。以下本条において同じ。)間の内容が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く)。
 - (2) 基本条件図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 基本条件図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等基本条件図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 基本条件図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、速やかに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する 必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後10日以内に、その結 果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない 理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号の事実が発注者と受注者の間において確認された場合は、 発注者は、必要があると認められるときは、基本条件図書の訂正又は変更を行わなければ ならない。
- 5 前項の規定により基本条件図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第32条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容及び理由を受注者に 通知して基本条件図書を変更し、又は受注者に実施設計図書等の変更を求めることができ る。
- 2 受注者は、建設業務を行うにあたり、実施設計図書等を変更する必要があるときは、直ちに実施設計図書等の変更内容を監督員に通知しなければならない。
- 3 第5条第3項から第7項までの規定は、第1項又は第2項の規定に基づき、変更された 実施設計図書等を確認する場合に準用する。

4 第1項又は第2項の規定に基づき設計図書の変更が行われる場合において、発注者は、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第33条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注 者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第34条 受注者は、天候の不良、第6条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受 注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないとき は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第35条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更 を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の 理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができ る。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第36条 この契約で定める工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者 に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第34条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第37条 この契約で定める請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に 発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただ し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通 知する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第38条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請 負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同 じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事 代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の 15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数 等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に 協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生 じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、 請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者 又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して 定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者

が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第39条 受注者は、災害防止等のため工事の施工上必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し て臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第40条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他業務の遂行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第42条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第63条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第41条 業務の遂行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第63条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務の遂行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地 盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の遂行につき受注者が善良な管 理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他業務の遂行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、 発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第42条 工事目的物の引渡し前に、天災等(基本条件図書で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者の双方の責に帰すことができないもの (以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの支 給材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちに その状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第63条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を 発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの支給材料若しくは建設機械 器具であって第25条第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第50条第4項の規定に よる検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに 係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」 という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、 算定する。
 - (1)工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存 価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常 妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損 害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただ し、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額 であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第43条 発注者は、第16条、第28条、第30条から第33条まで、第35条、第38条から 第40条まで、前条又は第46条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担 すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は 一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容 は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が 整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開

始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第44条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡 しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金 の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、 当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の 規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第45条 受注者は、第4条第2項の確認を経て、又は第5条第4項若しくは前条第2項の 検査に合格し、成果物を引渡したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内 (第 4 条第 2 項の確認又は第 5 条第 4 項の検査に合格したときは 30 日以内。) に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に確認、検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において 満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第46条 発注者は、第44条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的 物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注 者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第47条 受注者は、発注者が前払金を支払う必要があると認めた場合において、公共工事

の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証 事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限 とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、 その保証証書を発注者に寄託して、発注者の定める前払金額を限度として前払金の支払を 発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前 払金を支払わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長する ことができる。
- 3 受注者は、請負代金額が2割以上増額された場合においては、その増額後における発注 者の定める前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前 払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が2割以上減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後における発注者の定める前払金額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第50条又は第51条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適 当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。た だし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定 め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額を遅延利息として支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第48条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の 支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に 寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わり その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第49条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、 仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充 当してはならない。 (部分払)

- 第50条 発注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第25条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては基本条件図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「出来高部分」という。)に相応する請負代金相当額(以下「出来高額」という。)の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払をすることができる。ただし、契約工期が2年度以上にわたる工事のうち、国若しくは県の補助金(当該補助金の交付申請を各年度ごとにするものに限る。)の交付の対象となる工事にあっては当該既済部分又は性質上可分の工事の請負契約にあっては完済部分で検査に合格したものに対して、その請負代金相当額の全部まで支払うことができる。
- 2 発注者は、第47条第1項に規定する前金払をした場合における部分払については、次の算式により計算した額を、前項の規定に基づき決定した部分払の額から控除するものとする。ただし、前項ただし書に規定する工事及び国庫債務負担行為の対象となる工事に係る控除すべき額については、別に定める。

控除すべき額=出来高額×前払金額/請負代金額

- 3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分 の確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、基本条件図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。 この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金 を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、 第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった 請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 第1項の規定により部分払をした出来高部分の所有権は、発注者に移転するものとする。 この場合において、当該部分の危険負担は、完成引渡しまで受注者が負うものとする。

(部分引渡し)

- 第51条 工事目的物について、発注者が基本条件図書において工事の完成に先だって引渡 しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、 当該指定部分の工事が完了したときは、受注者は、その指定部分の引渡し後、指定部分に 相応する請負代金の支払を請求することができる。
- 2 前項の場合においては、第44条、第45条及び前条第2項の規定を準用する。

(第三者による代理受領)

- 第52条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を 代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、 当該第三者に対して第45条(第51条において準用する場合を含む。)又は第50条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第53条 受注者は、発注者が第47条若しくは第51条において準用される第45条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要がある と認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工 事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施 工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な 費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

- 第54条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求する ことができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき は、発注者は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第44条第4項若しくは第5項(第51条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は第45条第1項の規定による引渡しを受けた日から2年以内で契約書記載の担保期間内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定に かかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請 求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、こ の限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 受注者は、第44条第2項に規定する検査の終了後、第45条第2項の規定による請負代金の支払の日まで(但し、第44条第5項に基づき請負代金を支払う場合には、当該請負

代金の支払後速やかに、とする。) に、請負代金額の 100 分の 2 以上の瑕疵担保保証金を支払わなければならない。ただし、次の各号の場合はこの限りではない。

- (1)受注者が保険会社との間に発注者を被保険者とする瑕疵担保保証特約を付した履行保証保険特約を締結し、発注者に保険証書を寄託したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、発注者が特に認めるとき。
- 7 第8条第1項第2号の規定は、瑕疵担保保証金の納付について準用する。
- 8 瑕疵担保保証金またはこれに代わる担保は、瑕疵担保検査合格後返還する。
- 9 第6項第1号の場合において、受注者が工期よりも早く工事目的物の引渡しを行うとき は、受注者は、速やかに、保険会社に引渡日を通知するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第55条 受注者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合に おいて、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅 延違約金を徴収して工期を延長することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、第45条第2項(第51条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- **第56条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する ことができる。
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 第20条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 第59条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年7月1日実施。)第2条第5号に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号及び西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第67号。以下この号において「条例」という。)第2条第2

号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号及び条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。) 又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアから オまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められ るとき。
- キ 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の100 分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

- **第57条** 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、 この契約を解除することができる。
 - (1)受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定により排除措置命令を受け、かつ、 同条第6項の規定による審判を同条第7項に規定する期間内に請求しなかったとき。
 - (2)受注者が、独占禁止法第50条第1項の規定により課徴金の納付命令を受け、同条第4項による審判を同条第5項に規定する期間内に請求しなかったとき。
 - (3)受注者が、独占禁止法第66条第1項から第3項までの審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の期間内に提起しなかったとき。
 - (4)受注者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (5)受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議解除)

- 第58条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第56条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- **第59条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1)第32条第1項の規定により基本条件図書を変更し又は実施設計図書等の変更を請求しため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第33条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3)発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第60条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該 検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該 引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支 払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、 その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第47条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額 (第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の 額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第56条又 は第57条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が第58条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来 形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければなら ない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若し くは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、 代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ ならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品又は貸与品等があるときは、当

該貸与品又は貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、調査機械器具、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ とができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ ばならない。
- 8 第4項、第5項及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、 この契約の解除が第56条又は第57条の規定によるときは発注者が定め、第58条又は前 条の規定によるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

- 第61条 受注者は、第57条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を 解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わ なければならない。この契約による工事が完成した後においても、同様とする。ただし、 次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 第 57 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合
 - (2) 第57条第1項第5号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(提案の不履行)

- 第62条 受注者が提案書に記載した提案(以下、本条において「提案」という。)を履行することができない場合、受注者は、直ちにその旨を監督員に通知しなければならない。
- 2 発注者が前項の通知を受け、又は、受注者が提案を履行しないことを発注者が発見した場合、発注者及び受注者は、提案の履行の可否について協議するものとする。
- 3 前項の協議の結果、受注者が提案を履行することができるときは、速やかに提案を履行 しなければならない。
- 4 第2項の協議の結果、受注者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することがで

きない場合、受注者は、提案の変更について発注者の承諾を得なければならない。この場合においては、発注者は、工事成績評定の減点対象とすることができ、また、受注者に対し以下の計算式に基づく違約金を請求することができる。

違約金=請負代金額×0.05× { 1 - (履行できない提案を控除した場合の 得べかりし技術評価点/入札時の技術評価点)}

(火災保険等)

- 第63条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。) 等を基本条件図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準 ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付した ときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第64条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったとき、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者受注者間に紛争を生じたときは、第1条第10項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第24条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第65条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときであって、別途仲裁合意書を締結した場合には、第1条第10項及び前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第66条 この契約書に定めのない事項については、西宮市契約規則(昭和39年西宮市規則第26号)、公共工事の前払金に関する規則(昭和44年西宮市規則第56号)、公共工事の前払金に関する要綱及び関係法令によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(仮契約の解除)

- 第67条 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が、入札参加資格を 喪失し又は指名停止を受けた場合、発注者は、仮契約を解除し、本契約を締結しないこと ができる。
- 2 前項の規定により仮契約を解除した場合、発注者は、解除に起因する損害賠償責任を負わない。

損害及び増加費用の負担に係る特約条項

第1条 この契約に関し、別表1の左欄に定める項目に関し、右欄に定める損害又は増加費 用が受注者に発生した場合、合理的な範囲で発注者が負担する。

別表1

法令変更	・もっぱら公営住宅に適用される法令、建築基準法又はその関連法令、 消費税率に関する法令その他この契約に関する事項を直接的に規定す ることを目的とした法令で、受注者の費用に影響があるものの変更に よって生じる損害又は増加費用。ただし、構成企業がこの契約に係る 業務を実施するために協力企業(入札説明書4(1)ア(イ)に定め る者をいう。)その他の調達先に支払う消費税にかかる消費税率の変更 は含まない。
設計変更	・発注者の指示により設計条件を変更することによって生じる損害又は 増加費用。

市内業者契約額に係る特約条項

第1条 受注者は、市内業者契約額が、請負代金額の30%以上となるようにしなければならず、第45条、第47条、第50条及び第51条に基づく請求時に、市内業者契約を示した集計表及び当該集計表を証明する書類を発注者に提出しなければならない。なお、市内業者契約額とは、入札説明書4(2)ウに定める額をいう。

基本条件図書間の優先順位に係る特約条項 (第31条関係)

第1条 契約書及び基本条件図書相互の優先順位は、別表2の左欄に掲げる書類について、 右欄に掲げる順位とする。各書類には、付随する資料を含む。

別表 2

契約書	1
入札説明書等に対する質問回答書	2
入札説明書、発注仕様書、落札者決定基準	3
技術提案書 (ただし、技術提案書に優先する書類と齟齬がある場合で、提案書類 に記載された性能又は水準が技術提案書に優先する書類に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする)	4

暴力団排除に関する特約条項

(趣旨)

1 発注者及び受注者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。)第7条及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年7月1日実施。以下「要綱」とする。)の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員 (同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団密接関係者(同条第3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)(以下これらを「暴力団等」という。) とこの建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他 この契約の履行に伴い締結する契約(以下「下請契約等」という。)を締結してはならな い。
- 3 受注者は、下請契約等を締結するときは、この特約に準じた規定を当該下請契約等に定 めなければならない。
- 4 受注者は、下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、暴力団等を受注者とする下請契約等について、発注者から当該下請契約等の 解除を求められたときは、その求めに従い契約解除の措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他不当な手段による要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、発注者に報告するとともに兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長(以下「警察署長」という。)に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。下請契約等の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 7 発注者は、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、 受注者に対して、要綱第2条第5号に規定する役員等についての名簿その他の必要な情報 (以下「役員名簿等の情報」という。)の提供を求めることができる。
- 8 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長へ提供し、意見照会することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

9 発注者は、前項の規定による照会に対する回答及び警察署長からの通報等の情報を、第 1項の趣旨に従い暴力団等を利することとならないよう必要な措置を実施するため他の 業務で使用し、又は西宮市教育委員会若しくは西宮市水道事業管理者に提供することがで きる。

(解除に伴う措置)

10 工事請負契約書の規定による解除に伴い、受注者又は下請契約等の受注者その他関係 者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することはで きない。

(誓約書の提出等)

- 11 受注者は、この契約の契約金額が200万円を超える場合は、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
 - (1)受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。
 - (3)受注者は、下請契約等(下請契約等が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下 同じ。)の受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、二次以下の下請契 約等の受注者が暴力団等であることが明らかになったときは、発注者に報告するととも に、当該下請契約等の発注者に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請する こと。
 - (4)受注者は、工事請負契約書及び暴力団排除に関する特約に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
 - (5)受注者は、下請契約の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下 請契約の締結後直ちに提出させ、当該誓約書を発注者が提出を求めたとき、又は工事請 負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をする時までに発注者に提出すること。
 - (6)発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するために、警察署長へ意見照会することに同意すること。
 - (7)前号の照会に当たり、発注者が、受注者又は下請契約等の受注者について、役員名簿等の情報を求めたときは、受注者はその役員等から、役員名簿等の情報が警察署長へ提出されることの承諾を得て、速やかに提出すること。
 - (8)受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときは、発注者に報告するとともに警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力をすること。また、下請契約等の受注者が不当介入を受けた場合は、受注者を通じて発注者に報告するとともに警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力をするよう指導すること。
 - (9)発注者が、警察署長から得た情報を第1項の趣旨に従い必要な措置を実施するため、 他の業務で使用し、又は西宮市教育委員会若しくは西宮市水道事業管理者に提供するこ と、及び西宮市指名停止基準の規定に基づく指名停止に関する情報について、西宮市入

札及び契約に係る情報の公表に関する要綱の規定に基づき公表することに同意すること。

- 12 受注者は、下請契約を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約を締結する場合においては、その合計金額)が 200 万円を超えるときは、前項の規定に準じて当該下請契約の受注者に誓約書を提出させて保管し、工事請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をするときまでに当該誓約書(第3項の規定により、この特約に準じて下請契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。)を発注者に提出しなければならない。
- 13 受注者は、前2項の規定により誓約書を提出する必要がない場合であっても、発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。
- 14 受注者は、下請契約の受注者が第12項に規定する誓約書を提出していないことが判明 した場合は、直ちにその提出を求めるものとし、下請契約の受注者が応じないときは、そ の旨を発注者に報告しなければならない。

(受注者からの協力要請)

15 受注者は、暴力団排除に関する特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要があるときは、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。

別紙1 請負代金の支払

1. 支払条件

請負代金の支払いは下記の通りとする。ただし、当該年度の支払い累計額は、その年度の予算を超えることはできない。

ア 平成28年度

(ア) 部分払い

平成29年3月末までの出来形部分に相当する額を支払う。

イ 平成29年度

(ア) 前払い

平成29年度当初に、平成29年度実施予定の工事費の40%以内を支払う。 なお、前払いの請求手続きは平成29年度当初から15日以内に行わなければ ならない。

(イ) 中間前払い

平成29年度における工事の実施期間の二分の一を経過し、かつ平成29年度に実施した工事費が、平成29年度実施予定の工事費の二分の一以上の額に達したときに、平成29年度実施予定の工事費の20%以内を支払う。ただし、上記(ア)に基づく前払いを行わなかった場合を除く。

(ウ) 部分払い

平成30年3月末までの出来形部分に相当する額から上記平成29年度(ア)及び(イ)の額を控除した額以内を支払う。

ウ 平成30年度

(ア)竣工払い

完了後に請負代金の残額を支払う。

2. 支払予定

各年度の支払年月(予定)、工事出来高想定額及び支払限度額は概ね下記の表による。

支払年月 (予定)		工事出来高想定額	支払限度額
平成28年度	平成29年3月頃	請負代金の1%	請負代金の1%程度
平成29年度	平成29年4月頃	請負代金の2%	
	平成29年10月頃	請負代金の50%	請負代金の98%程度
	平成30年3月頃	請負代金の99%	
平成30年度	平成30年4月頃	請負代金の100%	請負代金の1%程度

別紙2 請負代金額の変更(物価変動による調整)

第1条 (物価変動による調整)

- 1 契約書第38条の規定にかかわらず、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更は、本別紙2に定めるとおりとする。
- 2 発注者及び受注者は、次条以下に従い、工事費の変更を請求することができる。

第2条 (物価変動に関する用語の定義)

1 物価変動率とは、以下の計算式によって算出される物価の変動率をいう。

物価変動率 = $\alpha - 1$

- α = (基準期間の建築費指数の平均値)/(平成28年4月から平成28年6月までの3ヶ月間の建築費指数の平均値)
- 2 建築費指数とは、一般財団法人建設物価調査会の「建設物価指数月報」に確定値として 記載される、建築費指数/標準指数/集合住宅RC/工事原価をいう。
- 3 残工事費とは、工事費から、本市より公共工事設計労務単価が改定される旨の公表があった月の末日における本件工事の出来高を控除した額をいう。

第3条 (全体スライド条項)

- 1 物価変動率が±0.015 を超える場合、発注者又は受注者は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- 2 前項の物価変動率を算出するための基準期間は、施工業務の開始日(耐震改修部分に係 る施工業務着工届の提出日)が属する月からその4ヶ月後の月までの5ヶ月間とする。
- 3 発注者又は受注者は、第1項に基づく請求があったときは、以下の計算式に従って算出 される工事費への変更に応じなければならない。
 - ①物価変動率>0.015のとき

本条適用後の工事費 = 入札時の工事費 × (1 + (物価変動率) - 0.015)

②物価変動率<-0.015のとき

本条適用後の工事費 = 入札時の工事費 × (1 + (物価変動率) + 0.015)

4 第1項に基づく請求は、基準期間の建築費指数が確定した月の翌月末までにしなければ ならない。

第4条 (インフレスライド条項)

- 1 公共工事設計労務単価が改定され、かつ、物価変動率が±0.01 を超える場合、発注者 又は受注者は、相手方に対して残工事費の変更を請求することができる。ただし、受注者 が請求した日から最終回支払までに契約変更に係る議会の議決を得ることができなかっ た場合は、かかる変更は効力を発生しないものとする。
- 2 前項に定める、公共工事設計労務単価が改定された場合とは、平成28年6月1日現在 に西宮市で適用されている公共工事設計労務単価が、工事着工から工期の末日の2ヶ月前

までの間に、本市より改定される旨の公表があったときをいう。

- 3 第1項の物価変動率を算出するための基準期間は、公共工事設計労務単価が改定される 旨の公表があった月の翌月からその2ヶ月後の月までの3ヶ月間とする。
- 4 発注者又は受注者は、第1項に基づく請求があったときは、以下の計算式に従って算出される残工事費への変更に応じなければならない。
 - ①物価変動率>0.01のとき

本条適用後の残工事費 = 本条適用前の残工事費 × (1 + (物価変動率) - 0.01)

②物価変動率<-0.01のとき

本条適用後の残工事費 = 本条適用前の残工事費 × (1 + (物価変動率) + 0.01)

5 第1項に基づく請求は、基準期間の建築費指数が確定した月の翌月末までにしなければ ならない。

第5条 (全体スライド条項とインフレスライド条項の関係等)

- 1 発注者は、第3条第1項及び第4条第1項に基づく請求のうちいずれか一方を、1回に 限り、することができる。
- 2 受注者は、第3条第1項及び第4条第1項に基づく請求のうちいずれか一方を、1回に 限り、することができる。
- 3 第3条第1項及び第4条第1項の要件をいずれも満たす場合、発注者及び受注者は、適用を求める条項を選択することができる。
- 4 前三項にかかわらず、発注者及び受注者は、相手方が先に第3条第1項又は第4条第1項に基づく請求を行った場合、第4条第1項に基づく請求のみ行うことができる。この場合において、物価変動率は、第2条第1項の規定にかかわらず、以下の通りとする。

物価変動率 = $\alpha - 1$

α = (後の請求における基準期間の建築費指数の平均値) / (先の請求における基準期間の建築費指数の平均値)